

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

公告

○種苗生産事業者の登録の変更……………

……………(産業労働局農林水産部森林課)……………

○特定開発行為に関する対策工事等の完了(二件)

……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………

○土地区画整理事業の換地処分通知書の送付に代える

……………(都市整備局第一市街地整備事務所事業課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

正誤

○令和二年六月十七日付東京都規則第百六号……………七

告示

●東京都告示第九百三十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定に基づく届出があったので、次のとおり種苗生産事業者の登録を変更した。

令和二年七月七日

東京都知事 小池百合子

登録番号

変更事項

変更前

変更後

第六十八号

生産事業者の氏名又は名称及び住所

王子木材緑化株式会社

王子木材緑化株式会社

代表取締役社長 大原 寛

代表取締役社長 小貫 裕

信長 中央区銀座四丁目七番五号

司 中央区銀座四丁目七番五号

公告

特定開発行為に関する対策工事等の完了について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十条第一項の規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事等は、完了した。

令和二年七月七日

東京都知事 小池百合子

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

八王子市緑町三百五十三番九

の二番一号

並びに同番三十三及び同番三

十四の各一部、三百六十七番

一並びに三百六十八番八、同

番二十及び三百六十九番一の

各一部、同番七並びに同番七

地先

八王子市南新町二十番地四

の二百一号

株式会社リベラル

代表取締役 山田 達也

特定開発行為に関する対策工事等の完了について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に

関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十条第一項の規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事等は、完了した。

令和二年七月七日

東京都知事 小池百合子

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

町田市成瀬四丁目四千四百七十番二の一部、同番三、同番四、四千四百八十三番一の一

部、同番四、同番五、四千四百八十四番及び四千四百八十五番

町田市中町二丁目六番十一

株式会社住協プランニング

代表取締役 柿野 一朗

土地区画整理事業の換地処分通知書の送付に代える公告について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第一項の規定による東京都計画事業有明北土地区画整理事業の換地処分の通知について、別表に記載する者に対する通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を別表及び別図のとおり公告する。

令和二年七月七日

東京都計画事業有明北土地区画整理事業

施行者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

別表

権利者	業地種	業地種 の割合	専有部分 の持分	区画丁目	地番	地目	従前の土地			換地処分後の土地			交付金 清算金額 (円)	徴収金 清算金額 (円)	記事					
							登記地積 基壇地積 (㎡)	所有権以外の権利 又は自分の制限 種別	部分 符号	中台地積等 (㎡)	権利価額 (円)	街区 番号				区画丁目	地番	地目	地積 (㎡)	所有権以外の権利 又は自分の制限 種別
中野区民世帯団地新住省餐 波市江東区留公道5番3 0号204室	築塲安	10.202 2,834.167		江東区有明 一丁目	5-13	宅地	6,611.56 6,614.44			2,113,915,738	5	江東区有明 一丁目	106-2	宅地	6,613.28			2,170,765,608	56,538,870 (226,192)	ネリソーンビル2511
中野区民世帯団地新住省餐 波市江東区留公道5番3 0号204室	築塲安	7.591 3,944,399		江東区有明 一丁目	3-12	宅地	9,947.43 9,958.22			2,559,977,900	2-1	江東区有明 一丁目	102-11	宅地	9,494.59			2,959,957,294	20,606 (39)	Brillia有明 CIVYTOWER1205
東区高倉地区上野二丁目 15番7号	江鐵株式会社	8.239 3,944,399		江東区有明 一丁目	3-12	宅地	9,947.43 9,958.22			2,559,977,900	2-1	江東区有明 一丁目	102-11	宅地	9,494.59			2,959,957,294	20,606 (43)	Brillia有明 CIVYTOWER2005
モナコ公園グランデ・ブ リタニエ通り26番地	ブリタニエ・ ブリアン	9.310 8,028,839		江東区有明 一丁目	4-8	宅地	19,915.33 19,921.68			6,094,307,375	3	江東区有明 一丁目	104-1	宅地	19,646.38			6,098,668,450	4,361,075 (5,056)	ブリリアグランデ1113 所有権移転による換地 処分通知を取消す。

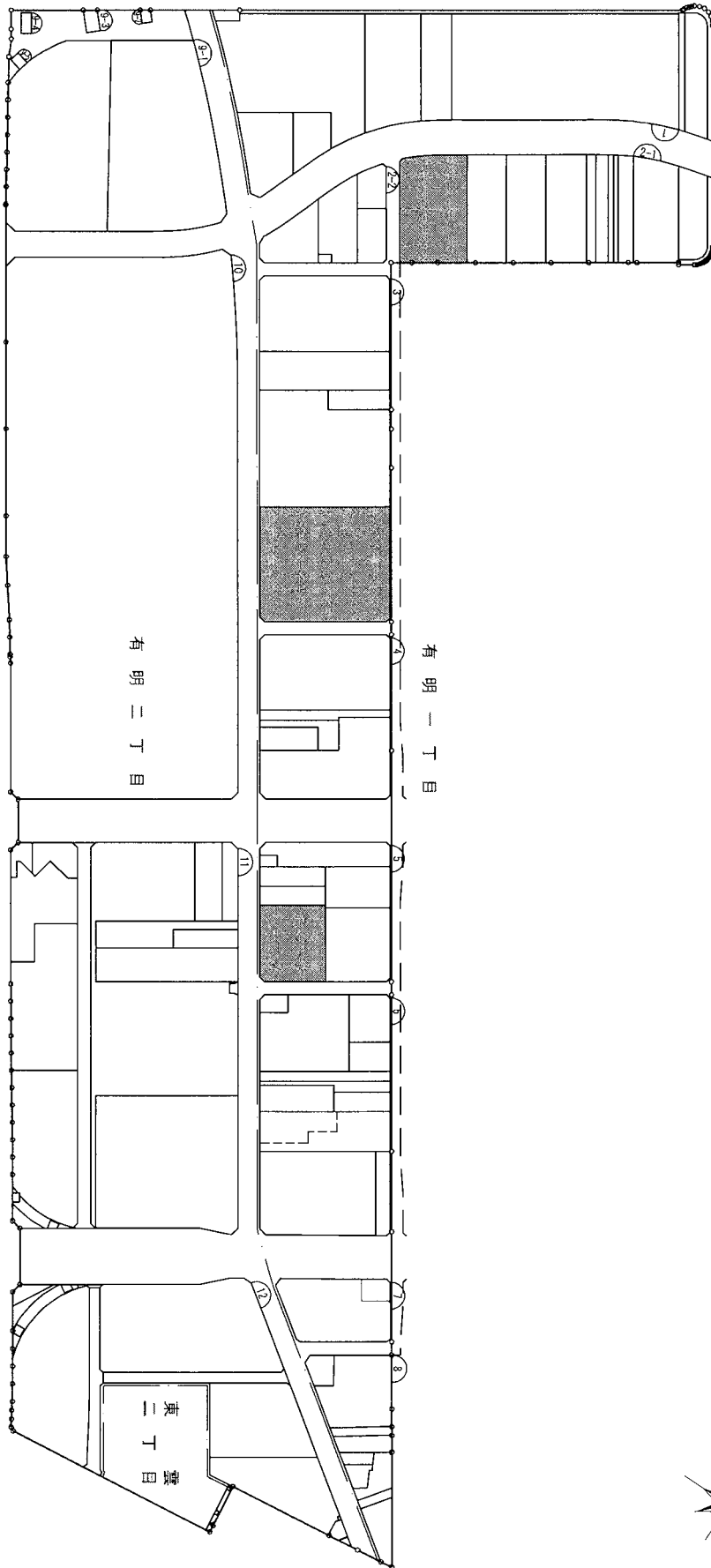
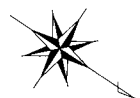
注1 清算金額の()内は共有持分に占むた金額です。
注2 専有部分の共有者に対しては其持分名簿を添付しています。

表示 1 この通知に不備がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができ、(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。)
2 この通知については、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内、東京都を被告として(訴訟において東京都を被告とする者は東京都知事とします。)、換分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内、東京都を被告として、換分の取消しの訴えを提起することができます。

別 図

東京都市計画事業有明北土地区画整理事業
案 内 図

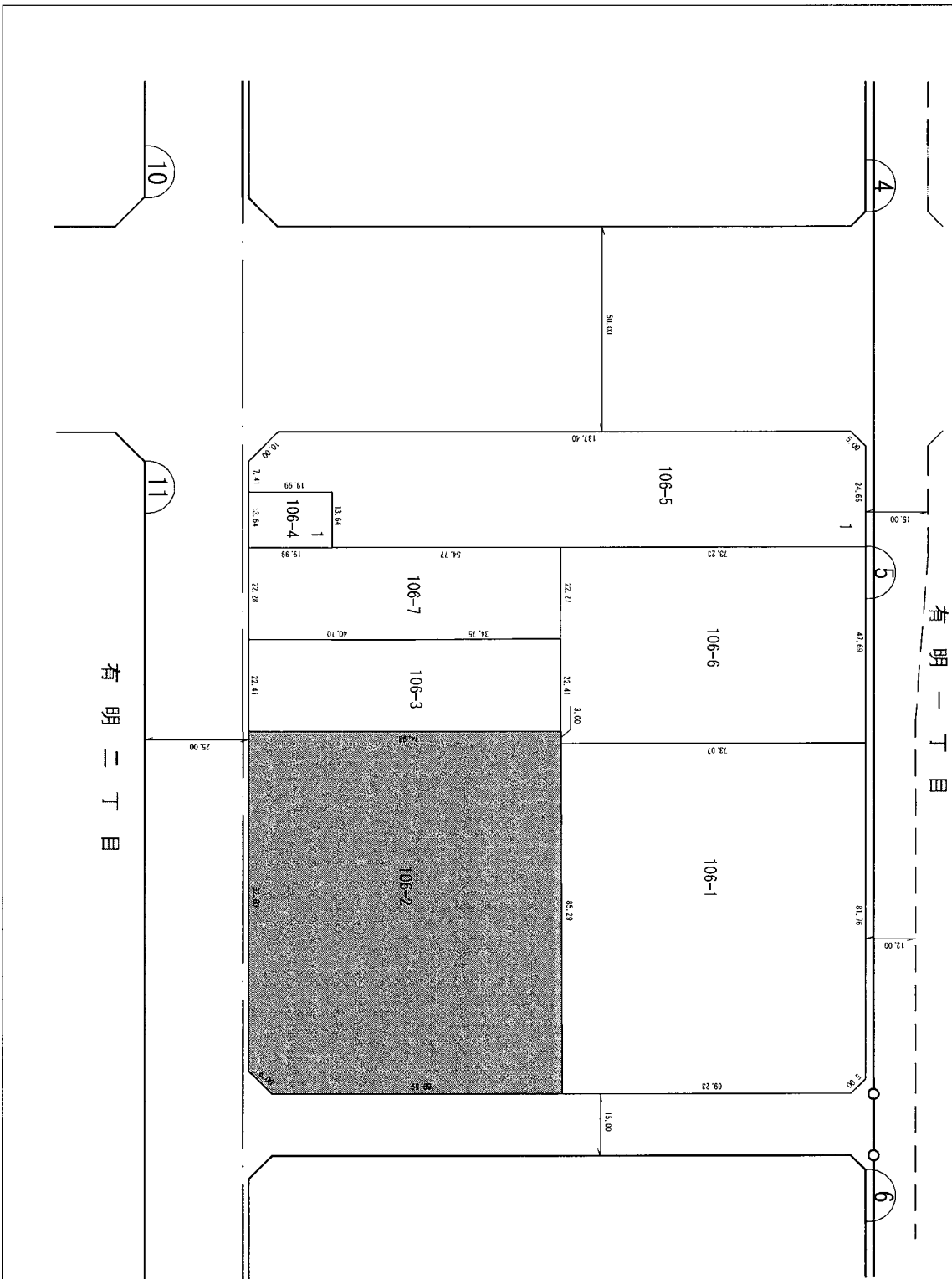
縮尺5000分の1



凡 例
換地の位置

別図 換地明細図

縮尺1000分の1

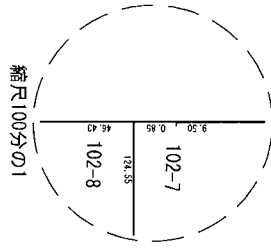
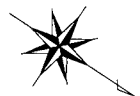


凡	例
—○—	地区界
—	町丁目界
—	街区番号
—	筆界及び地番
—	借地種等の境界及びその符号
—	周田長 (m)
—	換地又は権利等の部分

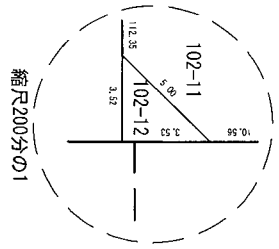
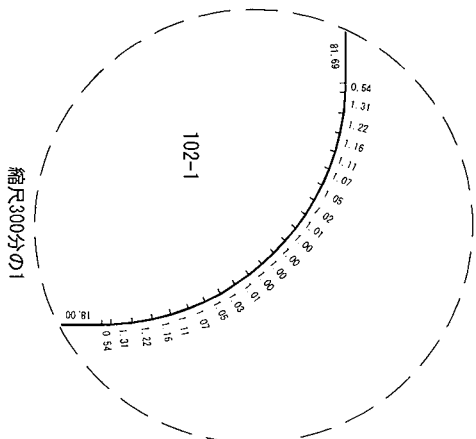
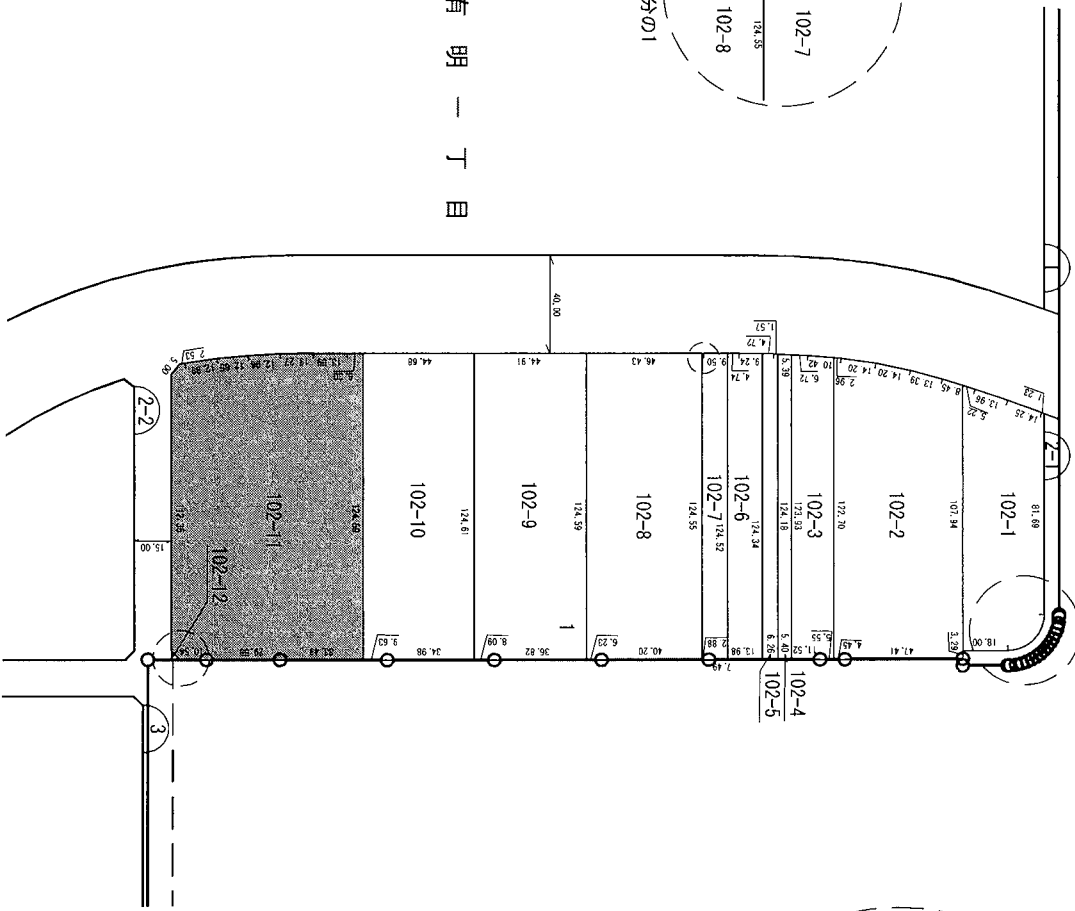
別 図

換 地 明 細 図

縮尺2000分の1



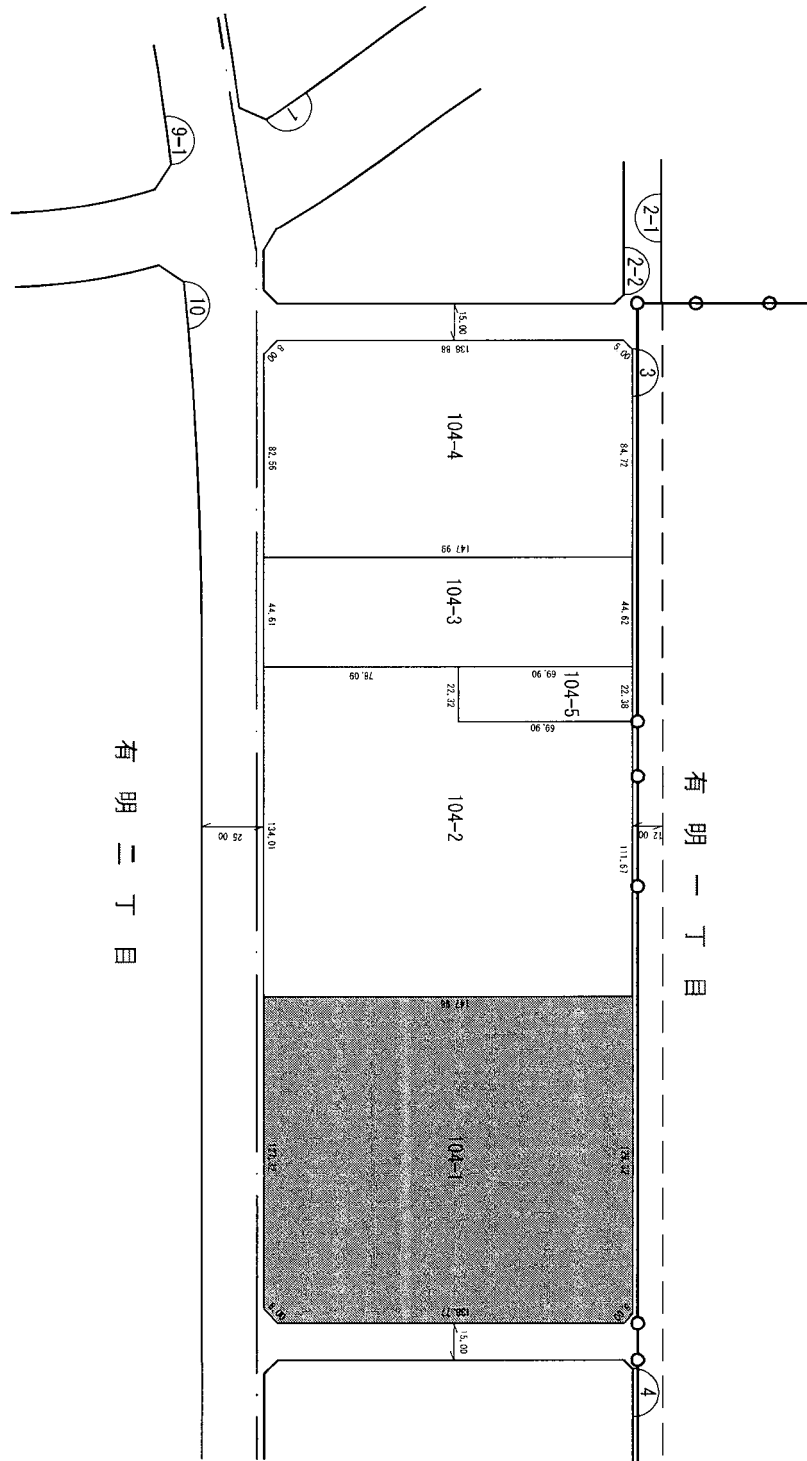
有 明 一 丁 目



凡 例	
—○—	地 区 界
—	町 丁 目 界
—	街 区 番 号
—	筆 界 及 び 地 番
—	借 地 権 等 の 界 界 及 び そ の 符 号
—	周 田 長 (m)
—	換 地 又 は 権 利 等 の 部 分

別図 換地明細図

縮尺2000分の1



有明二丁目

有明一丁目

凡 例	
—○—	地区界
—	町丁目界
—	街区番号
∩	筆界及び地番
□	借地権等の境界及びその符号
△	差の一種の自用地境界及びその符号
3	周田長 (m)
■	換地又は権利等の部分

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年七月七日

- 一 店舗名
（仮称）フォレストモール八王子大和田A棟
- 二 店舗所在地
八王子市大和田町五丁目二百二十八番十ほか
- 三 設置者名
合同会社フォレストプロパティ
- 四 意見
ア 聴取者
八王子市長
- イ 概要
意見なし
- ウ 収受日
令和二年六月十二日
- 五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 六 縦覧期間
令和二年七月七日から同年八月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名
（仮称）フォレストモール八王子大和田B棟
- 二 店舗所在地
八王子市大和田五丁目二百二十八番十ほか

- 三 設置者名
合同会社フォレストプロパティ
- 四 意見
ア 聴取者
八王子市長
- イ 概要
意見なし
- ウ 収受日
令和二年六月十二日
- 五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 六 縦覧期間
令和二年七月七日から同年八月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名
西友久米川店
- 二 店舗所在地
東村山市栄町二丁目三番地十ほか
- 三 設置者名
株式会社野澤綜合本社
- 四 意見
ア 聴取者
東村山市長
- イ 概要
意見なし
- ウ 収受日
令和二年六月十六日
- 五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 六 縦覧期間
令和二年七月七日から同年八月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○令和二年六月十七日付東京都規則第百六号

ページ一段一行 誤

増刊 69 後から 一

一 下 一

令和二年東京都 条例第百六号

令和二年東京都 条例第七十五号

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

